

○豊島区立男女平等推進センター運営委員会設置要綱

平成4年9月25日

総務部長決定

(設置)

第1条 豊島区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の運営に利用者の意見を反映させるため、豊島区立男女平等推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの各事業の運営に関すること。
- (2) 研修室の運営に関すること。
- (3) 情報コーナー、交流コーナーの運営に関すること。
- (4) ワーク室の運営に関すること。
- (5) その他、前号に掲げる以外のセンターの運営に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内を持って構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が依頼又は指名する。

- (1) センター登録団体関係者
- (2) 公募による一般区民
- (3) 豊島区立男女平等推進センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、継続しての再任は原則として行なわない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は特に必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることがで

きる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、豊島区立男女平等推進センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、総務部長の決定区分とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 在任委員の任期は就任から起算し3年とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。